

社内通達

令和4年3月6日

株式会社ルミナス
管理部副部長 正木 ちえ

「新型コロナ・まん延防止等重点処置」に関する対応について（通知）

政府は東京都などに出している「まん延防止等重点処置」に関して3月6日迎える期限を3月21日まで延期することを決定いたしました。一方で、重点処置の対象は下記の通り限られた内容にとどまり、経済再開の意図が強く読み取れます。

これを受けて、当社として、力強い経済活動を再開するために、下記の対応といたします。

（記）

1. テレワークの中止し通常勤務へ戻します

- ① 期間 3月16日からは通常勤務とし、現在のテレワークは3月15日までとします。
- ② 時差出勤 出社に当たっては感染防止のため混雑を避けた時差出勤をしてください。
- ③ 例外処置 下記の場合は自宅勤務を認めますので所定の手続きをしてください。
 - 基礎疾患があり外出を医師から控えるように言われている場合
 - 居住地域での感染者が多く、外出による感染のリスクが高い場合
 - 子供の学校などでの感染拡大で自宅学習となっている場合
 - その他特段の事由により感染の可能性が高く出社できない場合

2. 出張、外勤の再開

- ② 近郊、遠方、国内海外を問わず、政府の指導に基づいた範囲の出張、外勤は再開します。
- ③ 出張は政府指導指針に従うことが前提ですので、特段の注意を払ってください。
- ④ また出張に関して必要書類や接種等で費用が発生する場合は会社が負担します。

3. 特記事項

- 上記は政府指針に基づいた処置ですので、再度変更することもあります。
- 引き続き感染防止には注意が必要で、3密、マスク、消毒、換気の励行。
- ワクチン3回目の接種を積極的に進めてください。
- 週1回の抗原検査は引き続き実施します。

以上